## 石川県弓道連盟表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、石川県弓道連盟規約第22条の規定により、石川県弓道連盟表彰に関し必要な事項を定める。

(表彰の種類・基準・贈呈品)

- 第2条 被表彰者は、次の各項に該当する者であること。なお、第2項及び第3項については、当該年度 を選考対象期間とし、表彰にあたっては予算に基づき、一定の報奨金を支給して栄誉をたたえる ものとする。
  - (1)功労者

過去5年以上継続して、石川県弓道連盟または地域の協会・団体において弓道発展に尽力 し、当該組織の運営や選手の養成に功績のあった個人に対し賞状と記念品を贈る。

- (2)優秀団体及び優秀選手
  - ①別表に掲げる全国規模等の大会において3位以内の成績を収めた団体及び個人に対し賞状と、報奨金を贈る
  - ②全日本弓道連盟が指定する優秀地連得点の対象となる大会において入賞した団体及び 個人に対し賞状と記念品を贈る。
- (3) 最優秀団体及び最優秀選手
  - ①別表に掲げる全国規模等の大会において、1位の成績を収めた団体及び個人
  - ②全日本弓道連盟が指定する優秀地連得点の対象となる大会において複数回入賞した 団体及び個人
  - ※別表を添付

(表彰の決定)

- 第3条 被表彰の団体及び個人の選考については、理事長が推薦し、理事会に諮って決定する。 (表彰)
- 第4条 団体及び個人の表彰は、評議員会の席上において行う。ただし、功労該当者については 必要と認められたとき理事会に諮り表彰する。このほか緊急を要する場合はただちに表彰する。 (第5条 「規程の改廃」を削除)

附則

- 1 この規程は、昭和62年2月8日から適用する。
- 2 平成5年2月7日 一部改正
- 3 平成7年2月5日 一部改正
- 4 平成18年4月15日 一部改正
- 5 平成24年4月1日 一部改正
- 6 平成25年4月1日 一部改正
- 7 平成29年4月1日 一部改正

## 8 令和元年5月1日 一部改正

(※別表)表彰(最優秀団体・選手)の取扱について

## 行事名『対象大会』

- \*全日本弓道大会(京都大会)
- \*全日本勤労者弓道選手権大会
- \*全国大学弓道選抜大会
- \*全国高等学校弓道大会(インターハイ)
- \*全国中学生弓道大会(JOC ジュニアオリンピック)
- \*全日本弓道選手権大会(男子•女子)
- \*国民体育大会·弓道競技会
- \*全日本弓道遠的選手権大会(男子·女子)
- \*ねんりんピック弓道交流大会
- \*全日本学生弓道王座決定戦
- \*全日本学生弓道女子王座決定戦
- \*全国高等学校弓道選抜大会
- \*世界弓道大会
- \*都道府県対抗弓道大会